

令和 8 年第 2 回

各務原市議会定例会議案

令和 8 年 6 月 2 日

目 次

専第 2号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	3頁
議第45号	令和8年度各務原市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議第46号	令和8年度各務原市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議第47号	令和8年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第48号	各務原市防災会議条例の一部を改正する条例について	10頁
議第49号	各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について	12頁
議第50号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	14頁
議第51号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	21頁
議第52号	各務原市一般旅券印紙購買基金条例の一部を改正する条例について	23頁
議第53号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	25頁
議第54号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	27頁
議第55号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	35頁
議第56号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	39頁
議第57号	各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例について	41頁
議第58号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	43頁
議第59号	各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	45頁
議第60号	財産の取得について（職員用パソコン等）	47頁
議第61号	財産の処分について（タブレット端末等）	48頁
議第62号	損害賠償の額を定めることについて	49頁
議第63号	各務原市教育委員会委員の任命について	50頁
議第64号	各務原市固定資産評価員の選任について	52頁

専第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月2日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第7号

各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第21号

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「、第67条の6第1項」を削り、「又は第114条第1項」を「、第114条第1項又は第115条の12第3項」に改め、同条第1号中「又は第83条第2項」を「、第83条第2項又は第115条の12第3項」に改め、同条第2号及び第3号中「第67条の6第1項の申告書、」を削る。

第16条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第66条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第66条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第66条の2第1項を削り、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条とする。

第67条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「第66条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第67条の3から第67条の8までを削る。

第68条（見出しを含む。）、第69条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第71条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第74条の見出し、第75条（見出しを含む。）並びに第76条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条第2項中「第66条第3項ただし書」を「第66条第2項ただし書」に、

「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第9条の3第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第16項を第12項とし、第17

項を第13項とし、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の4第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「種別割の」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「種別割の」を削り、同条第1項中「種別割の」を削

り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、第15条の4第3項第2号及び第16条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(各務原市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 各務原市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

議第48号

各務原市防災会議条例の一部を改正する条例について

各務原市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

防災会議委員の定数及び構成を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市防災会議条例の一部を改正する条例

各務原市防災会議条例（昭和39年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「33人」を「31人」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第49号

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

国民保護協議会委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

各務原市国民保護協議会条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「34人」を「32人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第50号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条第1項ただし書中「及び第27条の3第1項」を「並びに第27条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第27条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に

支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の4中「附則第18条の2第1項」の次に「、附則第18条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6

項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2）第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第5条及び第6条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定

令和9年1月1日

(2) 第51条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第23条第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第8条の2及び第16条の2の改正規定並びに次条第4項の規定

令和10年1月1日

(4) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の各務原市税条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第51号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

特定在留カード等を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の申請について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（それぞれ）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議第52号

各務原市一般旅券印紙購買基金条例の一部を改正する条例について

各務原市一般旅券印紙購買基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

基金の額を減額するため、この条例を定めようとする。

各務原市一般旅券印紙購買基金条例の一部を改正する条例

各務原市一般旅券印紙購買基金条例（平成23年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000万円」を「500万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第53号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

公害対策審議会委員の構成を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部各務原市公害対策審議会の項第3号を次のように改める。

(3) その他市長が適当と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第54号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

満3歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）（特定満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。）」に、「の同条第2号」を「の法第19条第2号」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第1項中「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。第4項第3号において「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「（令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。第39条第2項において同じ。）」を削り、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」、「第31条第1項」及び「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定め

る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。）及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域

型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「の選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。）に限り、特定満3歳以上保育認定子ども（同令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げ

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定

子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「（子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）」を削り、「子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第2条第1項中「（以下同じ。）」を「（教育・保育給付認定保護者（満3歳

未満保育認定子ども」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第55号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準を定める等のため、この条例
を定めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第11項第2号又は」を「同条第11項第2号若しくは」に
改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児
童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以
下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う者（以下「満3歳以上限定小
規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、
同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を
除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「、次に」を「次
に」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行
う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつ
ては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳
以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加
え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同
条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に
勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和
22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院にお
いて、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し
た者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能
力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有
する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する
もののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特
定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただ
し、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型

の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「若しくは」の次に「第4項若しくは」を、「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「適用がない」を「適用がないもの」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第56号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

農業振興地域整備促進協議会委員の定数及び構成を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部各務原市農業振興地域整備促進協議会の項中 「8人」 を

「7人」 に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第57号

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

学校給食センター運営委員会委員の構成を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市学校給食センター条例の一部を改正する条例

各務原市学校給食センター条例（昭和47年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議第58号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

三井町地区地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6中

	(7) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 倉庫（前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）	を
	(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 倉庫（前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）	に改める。
建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	

附 則

この条例は、令和8年7月15日から施行する。

議第59号

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

下水道事業の変更に伴い、計画処理人口を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「下水道事業」の次に「のうち、汚水事業」を加え、同項第2号中
「12万8,800人」を「11万2,900人」に改め、同項第4号中「6万6,
199立方メートル」を「5万5,650立方メートル」に改め、同条に次の1項を
加える。

4 下水道事業のうち、雨水事業の計画は、次のとおりとする。

（1）排水区域 本市の区域のうち下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計
画における区域

（2）排水区域面積 5,160ヘクタール

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第60号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

1 取得する物件

職員用パソコン等

(内訳)

品名	数量
ノートパソコン	440台
その他周辺機器	一式

2 取得の方法 一般競争入札

3 取得の価格 67,364,000円

4 取得の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目13番18号

株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社

支社長 西村隆昌

議第61号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するものとする。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

1 処分する物件

タブレット端末等

(内訳)

品名	数量
タブレット端末	10,850台
その他周辺機器	一式

2 処分の方法 一般競争入札による売却

3 処分の価格 41,832,175円

4 処分の相手方 愛知県大府市柘山町3丁目33番地

リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒田武志

議第63号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原寺島町※※※※※※※※

氏 名 大堀憲

生年月日 昭和44年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員大堀憲氏の任期が7月29日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第64号

各務原市固定資産評価員の選任について

各務原市固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加手力町※※※※※※※※

氏 名 遠 藤 喜 久 雄

生年月日 昭和42年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価員嶽翁輔氏から辞任の申出があったため、その後任に遠藤喜久雄氏を選任しようとする。

